

鳥取県告示第 219 号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市和田字沼551-1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121-2地先まで	平成19年3月10日